

誓約書（申請者用）

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買取制度）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 4 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 5 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 6 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 7 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- 13 補助対象設備について、国、鹿児島県、鹿屋市から別に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- 14 鹿屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
また、市が必要と認めた場合は警察署に照会することについて了承すること。
- 15 鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。
また、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく指示に従い返還、納付すること。

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日 住所

氏名

※申請者本人の自署